

手 数 料 表

本紹介所が有料職業紹介事業行った場合は、次の手数料を申し受けます。

1 求職受付手数料

求職（取扱職業のうち、家政婦（夫））の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求職の受付1件につき 660円（消費税相当分を含む）を求職者から

ただし、同一の求職者に掛かる求職の申込みの受理が1箇月に3件を超える場合には、3件分を超えては申し受けません。

2 届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>1,000 円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われた賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%以内</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われた賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%以内</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 * 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われた賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%以内</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

3 第二種特別加入保険料に充てるべき手数料

手数料の内容	手数料の額及び負担者
個人家庭において、職業安定法第32の3第1項第2号に基づき介護作業と家事支援に従事する家政婦（夫）については、労災保険特別加入に係わる第二種特別加入保険料に充てるべき額を、求人された方から徴収します（但し、家政婦（夫）が特別加入した場合に限る）。	職業紹介が成功した場合における支払われる賃金の <u>0.55%</u> に 相当する額 手数料負担者は 関係雇用主とします。

上記手数料には、消費税が含まれています。

許可番号 27-ユ-110001

事業所の名称及び所在地 有限会社 和泉ファミリーケア

〒594-0023 大阪府和泉市伯太町2丁目31番12号